

# 「障がい者就業・生活支援センターあてび」のご紹介

## 佐渡で暮らすあなたの「働きたい」を応援します

「障がい者就業・生活支援センターあてび」は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき開設され、「佐渡で暮らすあなたの『働きたい』を応援します」をキャッチフレーズに関係機関と連携しながら障がい者の就労支援をしています。

障がいのある方には、就職や職場定着に向けた支援および就業に伴う日常生活上の支援を行っていま

す。電話やメールでの相談や、来所いただいたの相談となります。また、職場定着のために定期的に事業所を訪問し、必要に応じて家庭訪問も行います。

事業主の方には、障がい者雇用についての相談や各種制度の説明を行い、職場定着のために事業所訪問も行っています。

お気軽にご連絡ください。

**対象となる方** 障がい者手帳をお持ちの方や発達障がい、難病、高次脳機能障がいの方で就労を希望される方

### 障がいのある方への支援

- ①就業支援 就職に向けた準備支援（面接練習、履歴書の書き方等）、職場実習のあっせん、職場定着するための支援等
- ②生活支援 健康面での支援、諸手続きにおける支援、人間関係での悩み相談や各種福祉サービス利用のための相談支援等

**事業主の方への支援** 障がいのある方の雇用についての相談、各種雇用制度についての説明、ジョブコーチ支援についての説明、職場定着を図るための支援等

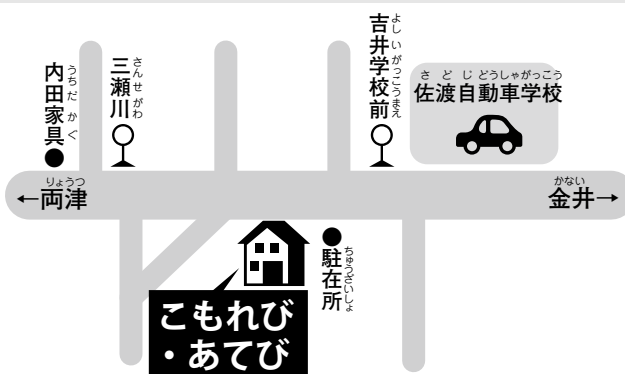
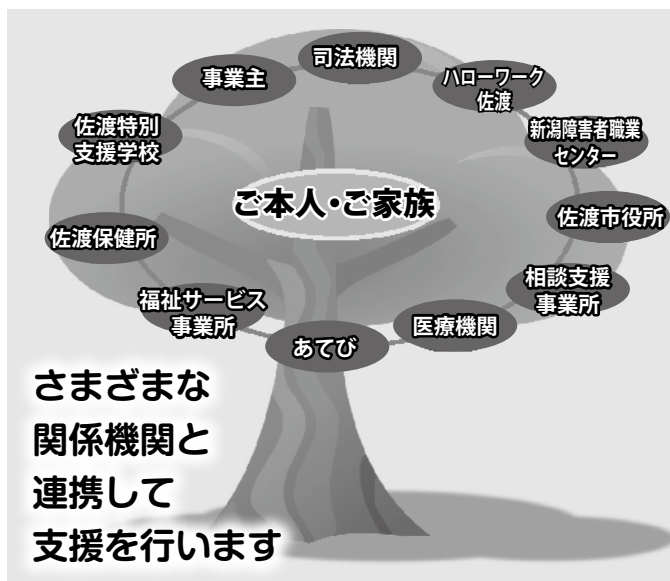
**利用時間** 月曜日～金曜日（土・日・祝日、年末年始を除く）、午前9時～午後5時

**利用料** 相談や支援に費用負担はありません。ただし、会社での実習時や施設を利用する場合の交通費や利用料は、自己負担となります。

### お問い合わせ

障がい者就業・生活支援センターあてび  
〒952-1204 佐渡市三瀬川382番地7  
☎67-7740 ファックス67-7784  
メール：atebi.work@email.plala.or.jp

※障がい者相談支援事業所こもれびと同じ建物になります。



**公共下水道が利用（供用開始）  
できるようになりました**

平成27年3月31日から、次の区域で新たに公共下水道が利用できるようになりました。

### 国府川処理区

長木の一部、大和の一部、千種の一部、金井新保の一部、新穂潟上の一部、新穂皆川の一部、新穂舟下の一部、下新穂の一部、吉岡の一部

この区域にお住まいの方は、くみ取り便所は3年以内に水洗トイレに、台所・風呂等の生活排水はできるだけだけお早めに、公共下水道への接続をお願いします。（公共下水道に接続すると浄化槽は必要なくなります）

下水道への接続工事は、必ず佐渡市指定の排水設備工事店にお申し込みください。

※前記の地区に家屋や土地をお持ちの皆さまに、下水道事業受益者負担金・分担金を納めていただくことになります。

※3年以内に下水道へ接続される方は、下水道使用料が最大1年間免除される制度が利用できます。詳しくはお問い合わせください。

### お問い合わせ

市役所上下水道課  
☎55-3115